

よくあるご質問

【買収業務関連】

Q1	買収業務の内容について教えてください。	A1	買収業務の内容につきましては、ホームページ「業務内容のご説明」をご参照ください。
Q2	買収金額の上限はありますか。	A2	個別の株式等の買取りに際しては当機構に於いて一定の審査等があり、その範囲で買取りが可能です。
Q3	事業法人同士の持合株も買収対象ですか。	A3	買収対象となりません。 当機構の会員と事業法人で一定期間以上持ち合いしており、かつ会員と相互に持ち合いを解消する場合に事業法人から会員が発行する株式を買い取るケースは有り得ます。
Q4	買収業務の期限が平成34年3月31日なのに、買収期間を決めるのはなぜですか。 株式等の買収は今後も継続するのでしょうか。	A4	買収業務の法律上の期限は、平成34年3月31日までと定められています。 具体的な対象株式等の買収期間については、経済動向、市場動向等を考慮し、有識者から成る当機構の運営委員会で決定します。従いまして、現段階で株式等の買収継続を断言できることはありません。
Q5	機構設立来の買収実績を教えてください。	A5	ホームページ「トピックス」の「特別勘定の買収実績」をご参照ください。 なお、「特別勘定の買収実績」の脚注に記載の通り、当初設立から第三次法改正（平成21年3月）前までの累計買収実績は、15,868億円です。
Q6	機構が特別勘定で買い取った株式等の管理・処分を行う受託会社はどこですか。	A6	ホームページ「業務内容のご説明」の「買取りした対象株式等（株式、受益権、投資口）の処分」の「受託者」をご参照ください。
Q7	一般勘定、特定勘定とは何ですか。	A7	機構は銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第48条に基づき業務ごとに経理を区分し、それぞれに勘定を設けて整理しています。 一般勘定は主に運営上必要な人件費、賃借料、その他の一般管理費について経理しています。 特別勘定は主に株式等の買取り、管理、処分等について経理しています。

よくあるご質問

【保有株式等関連】

Q8	現在の保有株式等残高および株式等の内訳を教えてください。	A8	機構が保有している有価証券株式の個別銘柄名及び銘柄毎の残高は開示しておりません。 業種別の株式保有残高については、ホームページ「決算状況」の「保有株式の状況」をご参照ください。
Q9	保有株式の処分状況を教えてください。	A9	ホームページ「決算状況」の「処分の状況」をご参照ください。

【議決権関連】

Q10	株式の議決権行使に対する方針を教えてください。	A10	ホームページ「業務内容のご説明」の「議決権行使の考え方」をご参照ください。 具体的な内容については開示しておりません。株式等の管理・処分を行う受託会社（三井住友信託銀行株式会社）が、機構が定めた「議決権行使の考え方」に基づき、議決権行使を行っています。
Q11	機構はスチュワードシップ・コードを受け入れているのですか。	A11	機構が保有する株式等の管理・処分を行う受託会社は、スチュワードシップ・コードの受入を表明しております。

【会員関連】

Q12	機構の会員を教えてください。	A12	ホームページ「サイトマップ」の「会員名簿」をご参照ください。
-----	----------------	-----	--------------------------------